

宮古市人事行政の運営等の状況

令和2年10月1日

宮古市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性と透明性を高めるため「宮古市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の採用や給与の状況について公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

令和元年度		令和2年4月1日	他団体間移動増減 (H31.4.2-R2.4.1)
採用職員	退職職員	採用職員	
36人（うち平成31年4月1日採用職員31人）	49人	40人	0人

※他団体：宮古地区広域行政組合、岩手県沿岸知的障害児施設組合

(2) 職員定数管理の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部門	令和2年(a)	平成31年(b)	対前年増減数(a)-(b)	主な増減理由(平成31年)
一般行政部門	455人	452人	3人	エネルギー推進及び公共交通推進事業の充実による増
特別行政部門	68人	70人	-2人	体育振興業務の見直し及び用務員退職不補充による減
公営企業等会計	85人	90人	-5人	川井診療所病床休止による減
合計	608人	612人	-4人	

イ 一般行政職の級別職員の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級
代表的な職	主事 技師	主事 技師	主任 主任技師	係長 主査
職員数	39人	25人	98人	101人
構成比	11%	7%	29%	30%

区分	5級	6級	7級	計
代表的な職	副主幹	課長 主幹	部長	
職員数	39人	31人	10人	343人
構成比	11%	9%	3%	100%

(注) 本表の職員数は、特別行政部門（公営企業部門を除く。）を含め、行政職給料表が適用される全職員数であるため、市長部局を対象とする上表の職員数と一致しません。

2 人事評価の状況

職員の人材育成及び公正な人事配置や処遇への反映を目的として、人事評価を実施しております。

評価の対象者	全職員
評価者	一次評価は課長級相当職が、二次評価は部長級相当職が評価 ※課長級相当職以上は上位の職の者が評価
評価項目	能力評価（基準日：11月1日）、業績評価（基準日：2月1日）

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和元年度普通会計実績）

住民基本台帳人口（R2.3.31現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)平成30年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
51,150	40,561,463	1,164,459	5,079,900	12.5	11.5

(2) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計実績）※教育長含まない。

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
523	1,886,852	533,541	747,297	3,167,690	6,057

(注) 1 市長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は給与費には含まれていません。

2 職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分	決定初任給	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	
		10年	15年	20年	25年	30年	
一般行政職	大 卒	171,700	243,150	279,353	334,663	357,420	388,967
	高 卒	150,600	220,333	249,125	289,680	338,533	361,608

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均給料月額 円	平均年齢
一般行政職	312,663	44.1歳

(5) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和2年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額6,500円
	2 子 1人につき 月額10,000円
	3 父母等 1人につき 月額 6,500円
	※ なお、16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額27,000円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額75,000円まで
	2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額49,300円まで

イ 地域手当（令和2年度）

医師及び歯科医師に支給されます。

支 給 率	16%
支給対象職員数	3人
国 の 支 給 率	16%
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	1,122,096円

ウ 時間外勤務手当（全会計）

区 分	令和元年度
支 給 総 額	414,222千円
職員1人当たり 支給年額	746千円

エ 特殊勤務手当（全会計）

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

職員全体に占める手当支給職員の割合	32.35%
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	117千円
手当の種類（手当数）	15
支給額の多い手当	医師手当、医学研究手当、社会福祉施設勤務手当、夜間看護等手当
多くの職員に支給されている手当	社会福祉施設勤務手当、税務手当、保健業務手当

オ 期末・勤働手当の状況（令和2年4月1日現在）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.30月分	1.30月分	2.60月分
勤働手当	0.925月分	0.975月分	1.90月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

カ 退職手当の状況（令和2年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同じです。

区分	支給月数	
自己都合	勤続20年	19.6695月分
	勤続25年	28.0395月分
	勤続35年	39.7575月分
	最高限度	47.709月分
勸奨・定年	勤続20年	24.586875月分
	勤続25年	33.27075月分
	勤続35年	47.709月分
	最高限度	47.709月分

キ 退職手当の1人当たり平均支給額（令和元年度）

17,807,697円

(6) 特別職の報酬などの状況

特別職の職員のうち、市長、副市長あるいは市議会議員の報酬などです。（令和2年4月1日現在）

区分	報酬等月額	期末手当
市長	830,000円	6月期 1.675月分 12月期 1.725月分 計 3.40月分
副市長	670,000円	
議長	401,000円	計 3.40月分
副議長	339,000円	
議員	320,000円	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

職員の勤務時間は、次のようになっています。（一部施設勤務者を除く。）

- ア 一週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分
- イ 一日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- 休憩時間 正午から午後1時まで

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（令和元年）

年次有給休暇は、1年につき20日付与されます。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
14,576日	3,059日	372人	8.2日	21.0%

(注) 1 一般職員とは、市長部局に勤務する一般事務職員です。

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（令和元年度）

- ア 選挙権その他公民権の行使 必要な期間
- イ 裁判員、証人等で裁判所等へ出頭 必要な期間
- ウ 予防接種・健康診断を受ける場合 必要と認められる期間
- エ 骨髄移植等の為の入院等 必要と認められる期間
- オ ボランティア休暇 一年において5日の範囲内の期間
- カ 職員の結婚 市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
- キ 妊娠に起因する障害の為の休暇 10日の範囲内
- ク 母子保健法による検診等 市長の定める範囲内の期間
- ケ 妊娠中職員の休息・補食 市長の定める範囲内の期間
- コ 妊娠中職員の交通機関通勤の休暇 1日1時間以下
- サ 産前休暇 8週間（多胎妊娠14週間）
- シ 産後休暇 8週間（多胎妊娠14週間）
- ス 育児時間 1日2回、各1時間
- セ 育児参加休暇 配偶者の産前産後期間中に5日の範囲内
- ソ 子の看護休暇 一年において5日の範囲内の期間（子が2人以上いる場合は10日）
- タ 生理休暇 2日
- チ 出産補助休暇 市長が定める期間内における5日の範囲内
- ツ 短期介護休暇 5日の範囲内（2人以上いる場合は10日）
- テ 家族の祭日 1日の範囲内の期間
- ト 夏季休暇 一年の7月～9月までに連続する5日
- ナ 災害により滅失損壊した住居の復旧作業 7日の範囲内
- ニ 災害等による出勤困難 必要と認められる期間
- ヌ 災害等により退勤途上の危険回避 必要と認められる期間
- ネ 忌引（親族の区分により最長10日間）

5 休業の状況（令和元年度）

(1) 育児休業及び部分休業の利用状況（令和元年度）

3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。（無給）
 また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度及び1週間当たりの勤務時間を短縮する育児短時間勤務制度を設けています。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

	区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
	令和元年度中に新たに取得した職員	平成30年度以前から引き続き取得している職員			
男性職員	1人	0人	1人	0人	0人
女性職員	7人	6人	7人	6人	0人
	平成30年度以前から引き続き取得している職員		8人	2人	0人

イ 育児休業の承認期間（令和元年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年6月以下	2年超え2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
女性職員	0人	3人	4人	0人	0人	0人	7人

ウ 部分休業の承認期間（令和元年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	1年以下	1年超え2年以下	2年超え3年以下	3年超え4年以下	4年超え5年以下	5年超え	計
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	3人	2人	1人	0人	0人	0人	6人

エ 育児短時間勤務の承認期間（令和元年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え	計
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 介護休暇の取得状況（令和元年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。（無給）

要介護者の続柄別	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0人	2人	0人	0人	2人

取得期間

期 間	1月以下	1月超え2月以下	2月超え3月以下	3月超え4月以下	4月超え5月以下	5月超え6月以下	計
取得職員数	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人

(3) 修学部分休業の取得状況（令和元年度）

大学等に修学するため、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認による取得することができます。（無給）

令和元年度における取得者はありませんでした。

6 分限及び懲戒処分の状況（令和元年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	10人		10人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃等により廃職、 過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	10人	0人	10人

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係	0人	1人	0人	0人	1人
一般非行関係	0人	0人	0人	0人	0人
収賄等関係	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	1人	0人	0人	1人

(3) 刑事処分者数

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収賄による場合	0人	0人	0人	0人	0人
横領による場合	0人	0人	0人	0人	0人
傷害・暴行による場合	0人	0人	0人	0人	0人
公職選挙法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

7 服務の状況（令和元年度）

服務規律遵守のための取組み状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

8 退職管理の状況（令和元年度）

退職した職員の退職管理を実施しています。

退職した職員が再就職した場合、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを規制しています。

また、管理監督の地位にある部長及び課長級の職に就いていた職員が退職した場合、離職後、営利企業等法人に再就職した場合は、届出義務があります。

退職管理の状況	人数
現職職員への働きかけ	0人
届出が必要となる退職職員（部長又は課長級相当職）	15人
退職職員からの再就職の届出者数	0人

9 研修の状況

岩手県市長会や市町村職員中央研修所での研修への参加、市独自の研修などの実施を通して、職員の資質向上に努めています。

(1) 研修の実施状況（令和元年度）

ア 自主研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
自主計画研修	0回	0日	0人
自主研修グループ	1件	通年	10人
計	1件	日	10人

イ 職場研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
新採用職員OJT研修	1回	通年	16人
成果共有ミーティング	10回	10日	69人
計	11回	-	85人

ウ 職場外研修

(ア) 市独自研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
新採用職員研修	5回	13日	81人
人事評価研修(評価者研修)	1回	1日	9人
人事評価研修(被評価者研修)	1回	1日	27人
コミュニケーション研修	1回	1日	43人
タイムマネジメント研修	1回	1日	31人
説明力・対応力向上研修	1回	1日	18人
政策ディベート研修	1回	1日	17人
民法研修	1回	1日	25人
行政法研修	1回	1日	19人
法制執務研修	1回	2日	14人
要支援者対応研修	1回	1日	31人
市議会議員研修ワークショップ(市議会主催)	1回	1日	19人
市民協働職員意識醸成口座	1回	1日	29人
再生可能エネルギー講演会	1回	1日	120人
神山町まちづくり講演会	1回	1日	74人
計	19回	28日	557人

(イ) 岩手県市町村職員研修協議会

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
新採用職員研修(後期)	1回	4日	1人
一般職員研修基礎Ⅰ	4回	12日	22人
一般職員研修基礎Ⅱ	4回	12日	12人
一般職員研修基礎Ⅲ	3回	9日	18人
監督者級研修	3回	9日	24人
監督者級選択講座(OJT・コーチング)	2回	4日	18人
監督者級選択講座(ファシリテーション)	1回	1日	4人
管理者級能力開発講座	5回	10日	11人
管理者級研修	4回	8日	11人
契約事務研修	1回	2日	3人
法規事務研修	1回	2日	4人
政策形成講座	1回	2日	2人
政策法務研修	1回	2日	13人
クレーム対応研修	1回	2日	4人
計	32回	79日	147人

(ウ) 派遣研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
市町村アカデミー	9回	61日	16人
国際文化アカデミー	3回	8日	3人
東北自治研修所	2回	6日	5人
岩手県市町村振興協会	4回	5日	9人
岩手県	1回	2日	3人
岩手県沿岸広域振興局	5回	12日	3人
職種別派遣研修	2回	9日	2人
議会常任委員会行政視察同行研修	3回	7日	4人
各種研修(民間研修機関等)	18回	36日	20人
交流都市等	2回	7日	5人
計	49回	153日	70人

(エ) 長期派遣研修・人事交流

派遣先	件数	派遣者数
人事交流(国土交通省東北地方整備局)	1件	1人
計	1件	1人

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況(令和元年度)

各種健康診断等を実施し職員の健康保持に努めています。

種別	対象者数	受診者数	受診率
胸部×線検診	1023人	954人	93.3%
生活習慣病健診	1023人	995人	97.3%
メンタルヘルス検診	1023人	966人	94.4%
胃部検診	664人	341人	51.4%
子宮ガン検診	384人	233人	60.7%
乳ガン検診	296人	210人	70.9%
VDT作業検診	67人	67人	100.0%
人間ドック	—	23人	—

イ 各種事業の概要(令和元年度)

(ア) 岩手県市町村職員共済組合

短期給付事業 : 保健給付、休業給付、災害給付

長期給付事業 : 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金

福祉事業 : 保健、貯金、貸付、物資

(イ) 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構

健康管理事業 : 検診業務等共同実施事業、禁煙チャレンジ宣言

給付事業 : 医療費補助金、結婚祝金、出産給付、弔慰金等

※職員(会員)の掛金と公費で運営され、その負担率は法定化されています。

(ウ) 宮古市職員厚生会

給付事業 : 結婚祝金、弔慰金、病氣見舞金、災害見舞金

退会記念事業

利用助成事業 : 保養所利用助成、人間ドック利用助成

交流促進事業

※職員(会員)の掛金で運営され公費支出はありません。

(2) 公務災害及び通勤災害の認定状況(令和元年度)

種別	件数
公務災害	6件
通勤災害	0件

(3) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に対する不服申立ての状況(令和元年度)

新規及び継続とも、該当事案はありません。